１　最近の拘束条件付取引事件

件名 （公表年月日）	内容
令和７年（認）第２号 ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドに対する件 （令和７年７月２２日）	公正取引委員会は、ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッド（以下「ビザ・ワールドワイド」という。）に対し、ビザ・ワールドワイドの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビザ・ワールドワイドから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　ビザ・ワールドワイドは、ビザ・ワールドワイドとライセンス契約を締結しているクレジットカード事業者等に対し、Visa カードにより決済が行われる特定の業種区分の取引に係る決済処理において発生するインターチェンジフィー（注１）の標準料率について、購入日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合又はオーソリゼーション（注２）が行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合に、優遇レートを適用し、当該オーソリゼーションが行われる日についてはビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子（注３）に基づいて判定していたところ、平成３０年２月、当該クレジットカード事業者等に対し、前記の特定の業種区分の取引につき、オーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合にのみ優遇レートを適用する旨を通知し、令和３年１１月以降、これを実施している。 （注１）「インターチェンジフィー」とは、Visa カードによる取引のうち、ビザ・ワールドワイドにより売上・決済処理が行われる場合に、アクワイアラ（販売店等にVisaカード決済の利用環境を提供する事業を行うクレジットカード事業者）がイシュア（消費者に Visa カードを発行する事業を行うクレジットカード事業者）に支払う手数料のことをいう。 （注２）「オーソリゼーション」とは、クレジットカード等が利用可能であること等を確認する手続のことをいう。 （注３）「取引識別子」とは、オーソリゼーション過程において、Visa カードによる各取引に割り当てられる一意の識別子のことであり、売上げ、返金、取消などの取引全体のライフサイクル管理に用いられるものをいう。
令和７年（措）第５号 Google LLC に対する件 （令和７年４月１５日）	Google LLC は、遅くとも令和２年７月以降、次の⑴及び⑵を行うことにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー（注１）及び特定移動通信事業者（注２）に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしている。 ⑴　特定アンドロイド・スマートフォンメーカーとの間で、当該メーカーが製造する端末へ「Google Play」と称するストアアプリを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなど

件名 （公表年月日）	内容
	の自社のアプリをその端末に初期搭載させ、これらの自社のアプリの端末画面上の配置場所を指定するなどの契約を締結していること ⑵　特定アンドロイド・スマートフォンメーカーらとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること （注１）「特定アンドロイド・スマートフォン」とは、アンドロイド・スマートフォンのうち本件許諾契約の対象となったものをいい、「特定アンドロイド・スマートフォンメーカー」とは、特定アンドロイド・スマートフォンの製造販売を行う事業者をいう。 （注２）「特定移動通信事業者」とは、移動通信事業者のうち本件収益分配契約（注３）を締結している者をいう。 （注３）「本件収益分配契約」とは、「Google Mobile Revenue Share Agreement」、「Google Mobile Incentive Agreement」等と題する契約をいう。

２　参照条文

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条　（略）

②～⑧　（略）

⑨　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ　（略）

ニ　相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ　（略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔確約手続に係る通知〕

第四十八条の二　公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　当該行為の概要

二　違反する疑いのある法令の条項

三　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

〔排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

第四十八条の三　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

②　排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　排除措置の内容

二　排除措置の実施期限

三　その他公正取引委員会規則で定める事項

③　公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措

置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。
二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
④～⑨　（略）

〔排除措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の四　第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

〔排除措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の五　公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。
一　第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。
二　第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
②～④　（略）

○　不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12　法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。